

【入学・転入・編入生用】

保護者様

令和2年（2020年）4月

豊中市教育委員会事務局  
豊中市立小中学校長

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入について （災害共済給付制度）

ご入学、ご進級を心からお祝い申し上げます。

豊中市教育委員会では児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、その医療費や見舞金を保護者の皆様に給付する制度で、全国の児童・生徒の約99%に当たる約980万人（平成30年度（2018年度））が加入しています。

加入は任意ですが、加入に同意くださる方は、下記の同意書にご記入のうえ、4月13日（月）までに学校にご提出ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又は、これに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和2年（2020年）1月1日現在、その主な内容は右記のとおりです。

なお、医療費の支給範囲は、健康保険が適用される受診が対象となっていることから、右記「2 給付に関する注意事項」のとおり、保険外診療にあたる医療費、文書料、包帯代、ガーゼ代、松葉杖のレンタル代、選定療養費等は給付の対象とはなりませんので、保護者の方にご負担いただくことになります。

きりとり線

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入同意書

年 月 日

豊中市教育委員会 あて

年 組 児童・生徒名

豊中市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童・生徒が加入することに同意します。

保護者名

印

### 1 給付の種類となる災害の範囲と給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<b>医療費</b> ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●子ども医療証・ひとり親家庭医療証・障害者医療証・老人医療証を使用した場合、医療機関での窓口負担額に総医療費の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷または疾病が治った後に残った障害  (その程度により第1級から第14級に区分される)	<b>障害見舞金 4,000万円～88万円</b>  (通学中の災害の場合2,000万円～44万円)	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	<b>死亡見舞金 3,000万円</b>  (通学中の場合1,500万円)	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> (通学中の場合1,500万円)
		運動などの行為と関連のない突然死	<b>死亡見舞金 1,500万円</b> (通学中の場合も同額)

※障害見舞金及び死亡見舞金は、令和元年度から改定しています。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

### 2 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤ 保険外診療にあたる医療費、文書料、包帯代、ガーゼ代、松葉杖のレンタル代等は、給付の対象ではありません。
- ⑥ 特定機能病院や大病院等に、紹介状を持たずに受診した場合にかかる選定療養費等については、保険適用外になるため、給付を行いません。

### 3 共済掛金（年間）

小中学校児童生徒の保護者負担額……………460円  
要保護児童生徒の保護者負担額……………無 料